

第6回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年5月20日（月）午前9時30分
会 場 熱塩加納公民館 3F 多目的ホール

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	3番 菊地善一郎
4番 二瓶 崇	5番 高野 進	6番 菅井 大輔
7番 齋藤 澄子	8番 山口 久人	9番 木村富士男
10番 武藤 常雄	11番 小林 博行	12番 小沢 勝則
13番 小林千代松	14番 横山 敏光	16番 渡部 信夫
17番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

15番 佐藤 光伸

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第9号 会務報告について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 32 号 現況確認証明申請について
議案第 33 号 農用地利用集積計画について
議案第 34 号 農用地買入協議に係る要請について
議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩 下 正 勝
次長兼農地係長 小 林 孝 昭
農政係長 大 竹 秀 樹
熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主 査 安 達 哲 弥
塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主 事 高 橋 健 治
山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主 査 安 部 吉 晃
高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。本日は朝早く、また田植えのピークと

ということで大変お忙しいところ第6回の農業委員会総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今月の地区調整会議の中に令和7年度の農業施策に関する意見書の提出ということで皆さんにお願いをしているところでございます。過去を見ますと提出する方が少ないということで、事務局の方でも頭を痛めており、なかなか集約も大変だということでありますので、今年は新体制ということで広く皆さんの意見を頂戴して、本市の農業委員会として県農業会議への提出、また県に対する意見、要望、それから国に対する意見、要望ということで、順を追って対応して参りたいと思いますので、皆さんのお力添えをいただいき、地区の代表ということでありますので、農業者から色々な声を聴いているかと思しますので、必ず提出方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案8件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、15番 佐藤光伸委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第6回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、9番 木村富士男委員、10番 武藤常雄委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第9号 会務報告について」、「報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第9号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔10件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第9号及び報告第10号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第9号及び報告第10号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号及び報告第10号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、7番 齋藤澄子委員、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2、No.3、No.4については、16番 渡部信夫委員、No.5については、11番 小林博行委員、No.6については、2番 大津康男委員、No.7については、7番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○齋藤澄子委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。農地法第3条 権利設定の案件No.1について、報告させ

ていただきます。5月12日朝8時ごろから〇〇〇家において、現地確認並びに聞き取り調査をさせていただきました。権利設定をされる〇〇〇さんは不在でしたが、ご両親からお話しを聞かせていただきました。本案件は、報告の案件にもありました様に、河川工事によって買収された残りの農地の権利設定ということですので、今後とも管理は適正になされるということを確認して参りました。以上です。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。農地法第3条 所有権移転の案件No.1について、5月1日の午前中に関係者である譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さんの代理人であります〇〇〇行政書士の立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。なお、本件については、令和5年4月1日から施行されました農地法の改正により農地の取得する際の下限面積がなくなったことを踏まえての申請であります。譲渡人は現在高齢で病氣療養中であり、管理耕作が出来ないという状況であり、また譲受人の方は譲渡人の要望を受けて、自宅のすぐ裏の畑でありますので、譲り受けて自家用野菜の作付を計画しているということであり、近くにはトラクター等で耕耘作業を協力していただける方もおり力強く思いました。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。なお、申請地のエリアについては、赤崎林地区の地域計画のエリア内であるということも併せて報告をさせていただきます。以上です。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.2、No.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部信夫です。農地法第3条 所有権移転に関する案件No.2からNo.4について、ご説明いたします。これら3件の案件は、関連しており

まして。この3件ともに行政書士の〇〇〇さんがこの3件の申請者の代理人となっており、内1件は同氏が譲渡人にもなっております。これら3件の申請に関して代理人の〇〇〇さんからの所有権移転の斡旋行為がなされた経過があったものですから、その経緯についてNo.2、No.4の譲渡人である〇〇〇さんに係る事情から説明いたします。現在、東京都内にお住まいの〇〇〇さんは〇〇〇のご出身で、以前に今回申請されている2件の農地を取得されておられました。しかしながら、東京都内在住で農地の利用がなされておらず内1筆は遊休化、1筆は荒廃化して現在に至っております。〇〇〇さんは、所有農地の実態を踏まえ弁護士と相談の上、相続土地国庫帰属制度を利用して今回の案件No.2の〇〇〇の畑を国に帰属する手続きを進めて、同時に境界部分に弁護士の手配で境界杭を設置したと伺っています。この〇〇〇の隣地である〇〇〇が案件No.3であります。〇〇〇の所有者が今回の申請者の代理人である〇〇〇さんでありまして、譲渡人の〇〇〇さんと連絡が出来る関係であったことから、境界杭の設置など事情を伺ったところ、相続土地国庫帰属制度の手続きの途中だということでした。その他案件No.4の〇〇〇の農地も含めて、譲渡と適正管理の斡旋依頼を受けたことから、今回の3件の申請に至ったということであります。これらを踏まえ、1件ごとに説明いたします。初めに順序が逆になりますが、案件No.4であります。5月4日午前9時ごろより、譲渡人の〇〇〇さんの代理人の行政書士〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの立ち会いをいただき、現地調査を行い実情を伺ったところです。

譲渡人の〇〇〇さんは、先にご説明いたしましたが、〇〇〇のご出身ですが、東京に長い間在住されており農地は長く手入れがされておらず、この〇〇〇につきましては、雑木が繁茂し、用水路も土砂が堆積して農地の一部が沼地化、また農地内に簡易な農作業小屋が設置され、地目は田になっていますが、現況は原野の状態となっております。今回譲渡人が別件農地の相続土地国庫帰属制度による手続きを進めている経過

の途中で、代理人の〇〇〇さんに本件農地も併せた譲渡斡旋をお願いし、国庫帰属を取りやめたということでした。譲受人の〇〇〇さんは農業も営んでいる建設会社の代表でありまして、近隣農地や雄国地区で菊いもの栽培を手掛けており、申請農地から会社の作業所も近く、譲受後は菊いもの栽培を行いたいとのことでありました。ただし、申し上げたとおり、現況を適正農地に復旧するには相当の労力を要することになりますが、〇〇〇さんの会社が建設業であることから、その機動力をもって農地の復元をすることは可能であると考えます。〇〇〇さんからは復元費用はかかるものの譲渡人の事情を考慮し、贈与の条件であれば農地を引き受けて適正管理をしたいという説明がありまして、荒廃化した農地が農産物生産の本来の目的に使用されることは好ましく、周辺農地に何ら影響がないと判断しますが、荒廃農地の復元行為として農業委員会としても継続して調査して参りたいと考えます。

次にNo.2の件であります。同日5月4日午前9時30分ごろから譲渡人の代理人である行政書士の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの立ち会いをいただき、現地調査と実情を伺ったところです。譲渡人の農地贈与に係る実情は、先に申し上げたとおりであります。当該農地は遊休化しているものでした。今回、隣接農地の所有者である〇〇〇さんの畑も含めて、譲受人に贈与したいとするものです。譲受人の〇〇〇さんは、これまで当該農地の近隣の畑で自家用野菜を栽培されておられます。代理人の〇〇〇さんの斡旋を受け、譲受人が家庭用野菜の栽培を目的として当該農地を譲り受けたいとするものです。畑の耕耘など農作業の機械力の提供も地元の農業者の協力が得られており、現在の近隣農地における家庭野菜の栽培管理も極めて良好に行われており、案件農地の譲受後も適正に管理され、近隣農地及び住環境に何らの影響もないものと判断いたします。

最後にNo.3の件であります。この農地は、No.2の譲渡人 〇〇〇さんの農地の隣接農地ですが、譲渡人の〇〇〇さんは農地としての利用はし

ておらず、遊休化しておりました。先のNo.2の譲渡斡旋の依頼を受けたことから、隣接したこの農地もこの際、譲受人に併せて贈与したいとするものです。譲受人の〇〇〇さんについては、今ほど説明したとおりですので、案件農地の譲受後も適正に管理され近隣農地及び住環境に何ら影響がないものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林博行です。農地法第3条 所有権移転の案件No.1について、報告申し上げます。今月の12日午前9時に現地に集合し、内容の聞き取り並びに現地調査を実施いたしました。譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。県の振興公社は、委任しますということで欠席でした。申請地は、県営圃場整備地区で令和5年度に本換地処分になった地区であります。現地の田んぼは3ヶ所にあり、区画は整備されておりました。平成30年3月から使用貸借の契約で耕作をしておりましたが、この度換地処分になったということで、売買で取得に至ったということでもあります。本申請に伴う権利の取得については、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番大津です。農地法第3条 所有権移転の案件No.6について、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査の結果を報告いたします。去る5月9日午前9時30分より、譲渡人の〇〇〇さんの奥さん、譲受人の〇〇〇さんの奥さん立ち会いのもと聞き取り調査を行いました。許可を受けようとする土地の所在等については、地番が〇〇〇、地目が田、面積は7.52㎡です。所有権を移転したい理由としては、譲受人の〇〇〇さんの自作地と隣接し、作業効率が高められるためということでした。よって、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

〔所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。農地法第3条 所有権移転の案件No. 7 について、調査の結果を報告させていただきます。5月13日午後1時20分ごろより、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲受人の〇〇〇氏は不在のため奥さんに確認をして参りました。譲受人は〇〇〇に在住と記載されてございますが、申請地は〇〇〇行政区の土地であり、こちらの方で〇〇〇氏が耕作している田の下田が申請地になっております。以前は他の方が耕作されておりましたが、ここ4、5年位は〇〇〇さんの方で受委託契約において耕作管理をされています。そばを作付していますが、被害が多くあまり良いそばではないということでありましたが、このまま耕作放棄になってしまうともっと被害がひどくなるということで、譲受人が譲り受けて今後も耕作するということで何ら影響を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第28号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。所有権移転の案件No. 5 について、質問したいと思いますが、小林次長の説明では無償ということでお聞きしましたが、13,000㎡の田を無償ということですが、どのような理由で無償となったのかお聞きしたい。

○事務局

今程の質問の所有権移転の案件No. 5 について、お答えいたします。こちらの申請理由の方に機構特例事業（割賦売買）によりとの記載があり

ますが、今回の3条の所有権移転自体については無償ですが、農業振興公社と〇〇〇さんとの間で土地の割賦売買の契約がされておりまして、そちらが令和4年度に割賦売買が完済したということで、こちらの土地の料金につきましては、支払われております。

○事務局

今ほどの高橋の説明の補足をさせていただきます。備考欄にも記載のとおり、機構特例事業（割賦売買）とございます。当初の契約の年数はわかりませんが、5年か6年前になるかと思いますが、例えば所有者のAさんから公社の方に売買します。公社から〇〇〇さんの方に5年か6年間貸します。そして耕作していただいて、全体の土地売買の代金を5年か6年に分けて〇〇〇さんは小作料的なものとして支払っている形になります。それが完済したのが令和4年ということでございます。その後、先ほど小林委員から説明があったとおり、令和5年に本換地になったということで、正式に登記が出来たことから、その後に正式に今回は公社から〇〇〇さんの方に売買ということでございます。ですから申請上は無償となつてございますが、土地の代金につきましては5年か6年間で分けて支払って来たということでございます。

○議長

はい、小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、11番 小林博行委員、No.2については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。農地法第4条 案件No.1について、報告を申し上げます。今月13日午後3時15分ごろより、現地確認と聞き取り調査を実施いたしました。申請人の〇〇〇さんは、県外在住のため欠席でありました。〇〇〇さんより委任されている土地家屋調査士の〇〇〇さんが出席し、立ち会いのもと二瓶委員と私、事務局の高橋主事で現地調査並びに聞き取り調査を実施しました。申請地は、昭和44年に土地改良事業により分割されてしまい、地区外扱いとなり宅地接続地であるということで、車庫として使用するようになった次第です。この後、家主も亡くなり20年ほど前から空き家になったということでございます。こうした中で将

来、不動産屋に売却の考えをもっており、相談しこの度公図を見たところ農地であることが判明したことから、転用の申請に至ったということでございます。隣接地は、市道と接続しており他の農地には何ら影響を及ぼさないと判断いたしました。なお、無断で農地転用をしたということで顛末書が提出されております。以上です。

○二瓶崇委員

〔No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。同じく農地法第4条 案件No. 2 について、ご説明申し上げます。去る5月13日午後2時30分ころより、申請人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん立ち会いのもと事務局より高橋主事、小林委員と私で現地調査並びに聴き取り調査を行いました。申請地は地目は畑ではありますが、現況は宅地となっており、転用理由は家財の保管場所としての倉庫、そして駐車場として利用するためです。申請地は、申請人の父が昭和42年に購入し、転用許可を受けることなく昭和46年に工場を建設してしまい、その後昭和57年に申請人が相続したところでございます。工場は現在、解体されてありませんが、敷地はコンクリートがそのままになっており、今般の顛末書付きの申請となっております。周辺は宅地であり、農地はなく境界はコンクリートブロックで仕切り、土砂の流出を防ぎます。雨水は道路の側溝に流し、倉庫は平屋でありますので周囲の日照等に関する影響はありません。よって、この転用によって生ずる問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第29号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可後
の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2について、17番 庄司英喜委員より現地調査の結果、並
びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。まず、農地法第5条事業計画変更案件No.1につい
てですが、5月13日午前9時ごろから芥川知己推進委員と私、そして事
務局の小林次長と共に当初計画者の代理人である〇〇〇行政書士から
現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、この案件につきまして
は、今回総会の農地法第5条移転の案件No.1で報告をいたしますので、
先ほどありました次長からの説明等の部分については、今回は割愛をさ

せていただき、事業継承者の氏名以降については次の農地法第5条移転の案件No.1で報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。事業計画変更案件No.2につきましては、令和5年5月26日付け指令喜農委第34号で転用許可を受けて砂利採取を行って来たところですが、今回やむを得ず期間の延長になったということで、こちらについても同日、5月13日の午前中に芥川推進委員と私、そして事務局の小林次長、5件で6報告をさせていただくことになりますので、氏名等については省略をさせていただきたいと思います。なお、申請者である〇〇〇産業の代表取締役 〇〇〇さんから説明を受けましたが、〇〇〇産業としても期間内の事業完了について努力をして来たところでありますけども、想定していた以上に地盤が固く、加えて大きな岩石が多かったために採掘に時間がかかり、一旦一時転用期間を延長して掘削、埋め戻し、整地をしたいとのことでありました。説明を受けて現地調査を行いました、特に延長することにより近隣の農地に影響を及ぼすことはないと判断をいたしました。なお、併せて年内を目安に整地を完了させて、次年度水利の利用が可能になり次第、代掻き仕上げをして引き渡しをしたいという意向でありました。以上で報告を終わります。

○議長

それではここで、議案第30号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員

○小林千代松委員

13番小林です。付属資料の6ページ事業計画変更案件No.1の資料なんですが、右端の印字が写っていないので、面積の内訳と合計がわかりません。また、付属資料の8ページ案件No.2の資料なんですが、手書きで8ページには11,666㎡となっておりますが、議案書の案件No.2では11,497㎡となっておりますが、どちらか正しいのかお願いします。

○事務局

初めに、No.1の案件の付属資料の6ページの件でございますが、印字の切れている部分について上から申し上げますと、建物の敷地が136㎡、自家用駐車場が30㎡、来客用駐車場が15㎡、通路が32㎡、進入路が9㎡、雪捨て場が19㎡、合計で241㎡となっているところでございます。印刷する際に拡大し過ぎて消えてしまい、わかりづらくなってしまって申し訳ございませんでした。

続きまして、No.2の案件でございますが、付属資料の8ページには11,666㎡とございます。農地以外の雑種地が169㎡含まれておりまして、砂利採取に係る面積としては、11,666㎡となったところでございまして、169㎡雑種地が含まれているということで、加えて説明させていただきます。以上です。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、17番 庄司英喜委員、所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、17番 庄司英喜委員、No.4については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。まず農地法第5条権利設定の案件No.1についてですが、5月13日の午前中に設定人である〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さん、〇〇〇さんの代理人である本来は〇〇〇行政書士の立ち会いで現地調査を行う予定になっておりました。しかし、行政書士が急用で変わって新築でこの後関わる株式会社〇〇〇の〇〇〇店長の立ち会いのもと現地調査を行いました。事務局からの申請内容の説明の後、〇〇〇の〇〇〇店長から説明を受けましたが、申請地は田で243㎡となっておりまして、その6割程度はもう既に砂利などで埋めてあり、本当に田と言えるのは4割程度しかないということで、こちらについては設定人の親が20年以上前に自分の土地だからいいだろうということで、砂利を入れて駐車場として使用して来たという状況です。このために設定人からのこの件に関して、その日は顛末書の提出を求めまして、これが改善された暁には許認可しましょうということで現地調査を終わりました。そして、翌14日の日に設定人の名前で顛末書の提出がありまして、今ほど申

し上げました様に祖父の〇〇〇が造成したということでありましたが、なお今回の案件については設定人の家から被設定人が早く親子で家を建てて、新たな生活をしたいということでもありますので、この顛末書についても委員の皆さんの寛大なるご処置をお願いしたいと思います。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2、No. 3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

続けて報告をさせていただきます。13ページの農地法第5条所有権移転のNo. 1につきまして、先ほどありました様にこの件は昭和54年の4月に一般住宅として、譲渡人の〇〇〇氏が転用許可を受けましたが、その後諸般の事情で対応出来なくなり、今回は逆に譲渡人という立場になりました、〇〇〇さんが昭和54年の7月に改めて譲受人として許可を受けた経緯のある物件であります。そして、その後許可を受けたものの先程報告があったとおり、若松に住宅を建築したことから現在まで当農地は手付かずのままであります。しかも、本人も高齢となって、この後また喜多方に戻って当初の計画どおり実行することが出来ないというような状況であります。今回は、〇〇〇行政書士より事業継承者が確認出来たことから、事業計画変更に係る現地調査を13日の日に行ったということであります。なお、この案件の譲受人の方は現在、奥さんと一緒に市内の賃貸住宅に居住していますが、賃貸住宅が手狭になったことや子供の通学、あるいは本人の通勤等を考慮して、住宅ローンを利用して返済して行ける目途がたったということで、仲介者である〇〇〇行政書士に相談をし、譲渡人もその要望を受けて譲り渡すことになりました。なお、申請地でありますけども、プラザに近く、Aコープにも近い場所で、既に周辺が住宅化されておりまして、その土地も周りとは高低差もなく、農業用排水に支障を及ぼすことはなく、また汚水、雑排水、公共下水等については既に付設されている公共下水道を利用するということもありまして、今回の農地転用、所有権移転には支障はないものと判

断いたしました。

続きまして、案件No.2についてですが、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの代理人である〇〇〇行政書士が立ち会いました。この案件については、譲受人が昨年結婚はしましたが、妻とはまだ同居をしておらず、現在はそれぞれの家で、それぞれの実家で生活をしており、今後生まれて来る子供と一緒に生活出来る広さの住宅を新築して、生活を始めたいということで今回の取得になりました。なお、譲渡人の方は譲受人の父親と面識があり、今回の譲渡についてはそれはいいことだということで快諾を得ることが出来たそうであります。ただ、申請地は畑になっておりますけども、現地を確認したところでは、その地区の住宅地区基盤整備に伴いまして一部の所には若干の残土が残っていたりしてはありましたけども、これらについてはそういった理由からでありまして、不法投棄ではなく、今回の農地転用、所有権移転には特に支障はないと判断いたしました。

続きまして、最後になりますが案件No.3についてですが、譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さん、本人が高齢で生活補助が必要なために同居をしている娘の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。事務局で申請内容を説明しまして、その後現地の説明を受けましたが、譲受人の方は、近くに駐車場がないために家の前にある小さな庭を利用して今まで車を駐車しておりましたが、来客等があった場合には近隣の空き地を借りて駐車をしていたということで、今回譲受人のすぐ北側に畑がありまして、そこには一部簡易なパイプを建てて農機具の格納などをしていましたが、今回の令和5年4月1日から施行されました農地法の一部改正により下限面積要件がなくなったことから、これを踏まえて畑を譲り渡しても良いということになり、今回の申請になりましたのでよろしくをお願いをしたいと思います。今回の申請が認められ次第、法的な手続きを取りたいということでありました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.4 について、現地調査の結果並びに補足説明

4番二瓶です。同じく農地法第5条 所有権移転案件No.4 について、説明申し上げます。去る5月13日午後3時30分ころより、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんは欠席でありましたが、その双方の代理人である行政書士の〇〇〇さん立ち会いのもと、事務局の高橋主事、小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。当申請地は、地目は畑ではありますが、現況は宅地でコンクリートで舗装されている通路となっており、周囲は譲受人所有の宅地5筆に囲まれており、申請地とその宅地5筆を合わせて1区画の宅地を形成して、現況どおり利用しております。申請地がどのような経緯と理由で現在の様な形になったかは当事者が亡くなっており、今となっては不明でありまして、今後宅地を売却するという予定もあり調べたところ畑であることが判明しましたので、今般の顛末書付きの申請となっております。申請地は、周囲を宅地に囲まれており農業用の用排水施設にも支障を及ぼすことはなく、日照等への支障の恐れ也没有せん。コンクリート敷きのため土砂の流出の恐れもなく、雨水は道路側溝に排出することにより、農地の転用に対する問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第31号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第32号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔11件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1 については、18番 木戸賢治委員、No. 2 については、7番 齋藤澄子委員、No. 3 からNo.11については、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

〔No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番木戸です。現況確認証明の案件No. 1 について、説明いたします。去る5月8日午後2時30分より、申請地において申請人の〇〇〇さん、農業委員会からは、事務局の安達さん、菅井委員と山口推進委員、そして私と研修ということで大竹推進委員立ち会いのもとで現地の確認とこれまでの経過について、聞き取りを行いました。〇〇〇さんは、昭和55年に〇〇〇地区の集落移転により〇〇〇地区に移住されました。それからは遠隔地である農地の管理は出来なくなり、現在至ったとのこと。案内図の②番と③番の現場では、柳の木や萱が生い茂り、①番と④番のところには〇〇〇沼の支流の川を渡って行かなければ行けないと

ころだったため、対岸から目視で確認し周辺の状況から勘案しても再生は困難であると判断いたしました。以上です。

○ 齋藤澄子委員

〔No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。現況確認証明の案件No. 2 について、報告をさせていただきます。去る5月9日10時20分ごろより、現地におきまして申請人の〇〇〇氏、田中推進委員、小林推進委員、山都総合支所から安部主査と私で確認して参りました。現地の方は機械が入るような所でもなく、面積も狭く、急斜面の道路に位置しており、耕作管理をこれからするということが不可能な状態で、これでは農地としての活用はないということで、笹等が多く木は生えておりません。ただ、笹と萱係が多いものですから、そちらの方をこれから斜面を削って、耕作するということでは不適切であると確認して参りました。以上です。

○ 武藤常雄委員

〔No. 3 からNo. 11 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。現況確認証明の案件No. 3 及び4 について、現地調査の結果を報告いたします。去る5月10日午前9時30分ごろより、現地におきまして申請人の〇〇〇氏は欠席でしたが、〇〇〇氏の現地の案内で、高郷総合支所の上野課長補佐、農業委員会から私と佐藤光伸委員、佐藤江利子推進委員、事務局の小林副主任主査で現地確認をいたしました。この池ノ原地区の現況確認申請につきましては、この場所の上に堤がありますが、この堤の廃止工事に関連する農地でありまして、山間部に位置し、傾斜があり進入する道路もなく農業機械の使用が困難であることから平成に入って以降、耕作が出来なくなり原野化したものであります。現地は山林に隣接し、雑草が生い茂っている状態であり、今後も耕作出来る見込みはなく、原野への地目変更は妥当であると判断をいたしました。

続きまして、案件No. 5 からNo. 11 について、現地調査の結果を報告いた

します。去る5月10日午前10時ころより、現地におきまして申請人の代理人であります、〇〇〇電力の〇〇〇さん、農業委員会から私と佐藤光伸委員、佐藤江利子推進委員、事務局の小林副主任主査で現地確認をいたしました。2ヶ所ございますが、〇〇〇地区と〇〇〇地区の現況確認申請につきましては、今回〇〇〇電力さんの鉄塔新設、撤去工事に関する農地でありまして、いずれも山間地で傾斜地であり、機械の利用も難しい場所で約40年前から耕作出来なくなっており、原野、山林化したものであります。まず、〇〇〇地区の農地であります、県道から徒歩でしか進入することが出来ないため、50mほど山を登って行きますと現地は雑草や木が生い茂っておりました。また、〇〇〇地区の農地につきましても山林に接しており、機械の利用も困難であり40年ほど耕作していないということで、原野や山林の様相になっておりました。現地を確認した結果、農地として利用することは困難であり、現況確認申請は妥当であると判断をいたしました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第32号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第33号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.25を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.25を除く利用権設定35件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第33号のNo.25を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号のNo.25を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号のNo.25を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第33号のNo.25の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、4番 二瓶崇委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、二瓶崇委員の退席を求めます。

※（4番 二瓶崇委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.25の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第33号のNo.25の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号のNo.25の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号のNo.25の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

4番 二瓶崇委員の着席を求めます。

（4番 二瓶崇委員着席）

○議長

続きまして、「議案第34号 農用地買入協議に係る要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第34号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案） 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第35号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。貸借期間が〇〇〇町〇〇〇が8年で、〇〇〇町〇〇〇が2年～3年になっている期間の違いは为什么呢。

○事務局

こちらは所有者の意向と聞いております。

○事務局

補足させていただきます。この促進計画につきましては、当初10年間の契約ということで、〇〇〇さん、〇〇〇さんから別の方に一度貸し付けられ、その後解約がされたということになります。その残期間を今回〇〇〇さんが借り受けるということで、それぞれ期間が違うという形になってございます。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第6回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 1 : 2 2